

ID: 1773

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
法令名称 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第29条
法令番号	平成27年法律第53号
【根拠条文】 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定) 第29条 建築主等は、エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等(以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。 2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 建築物の位置 (2) 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 (3) エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画 (4) その他国土交通省令で定める事項 3 建築主等は、第1項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「申請建築物」という。)以外の建築物(以下「他の建築物」という。)のエネルギー消費性能の一層の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等(申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等(熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。)をいう。)を設置しようとするとき(当該他の建築物に熱源機器等(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。)は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。 (1) 他の建築物の位置 (2) 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積 (3) その他国土交通省令で定める事項 4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第1項の規定による認定の申請をすることができない。 (1) 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。 (2) 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき(当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。))。 【基準】 根拠条文及び法第35条第1項の規定による。	

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第30条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。)に適合するものであること。
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- (3) 前条第2項第3号の資金計画がエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。
- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日